

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（定義）

（定義）

（傍線部分は改正部分）

第二条（略）

第二条（略）

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一（略）

一（略）

5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一（略）

一（略）

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができます。処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一（略）

一（略）

二 前号に掲げるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成さ

二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成さ

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一（略）

一（略）

第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができます。処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一（略）

二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成さ

れる会議又は省議（これらに準ずるものと含む。）の決定又は了解及びその経緯

三〇五 (略)

2| 前項に規定するもののほか、次に掲げる議事については、議事録を作成しなければならない。

一 閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものと含む。）の議事

二 前号に掲げるもののほか、行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合の議事

3| 前項に規定する議事録には、開催された日時、出席した者の氏名、議事その他の政令で定める事項を記載しなければならない。

(整理)

第五条 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2| 前項の保存期間は、三十年を超えることができない。ただし、年金記録、不動産の登記記録その他の三十年を超えて保存期間を設定すべき特別の事由がある行政文書として政令で定めるものについては、この限りでない。

3| 第一項の保存期間は、次に掲げる行政文書については、一年未満とすることができない。

一 電磁的記録である行政文書

二 行政機関の事務又は事業に関し当該行政機関以外の者と接触をした場合における当該接觸に係る情報が記録されている行政文書（前号に掲げるものを除く。）

4| 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するとともに、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うするよう、単独で管理すること

れる会議又は省議（これらに準ずるものと含む。）の決定又は了解及びその経緯

三〇五 (略)
(新設)

(新設)

第五条 (同上)

(整理)

(新設)

(新設)

行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適當であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文

が適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

5| 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、当該行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間のうち最も長い保存期間と同一の期間となるように保存期間及び

保存期間の満了する日を設定しなければならない。

6| 第二項及び第三項の規定は、前項の保存期間について準用する。

7| 行政機関の長は、第一項及び第五項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

8| 第二項の規定は、前項の規定により保存期間を延長する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項の保存期間は、」とあるのは、「保存期間は、通じて」と読み替えるものとする。

9| 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（行政文書ファイル管理簿）

第七条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当

書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3| 前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4| 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

（新設）

5| （同上）

（行政文書ファイル管理簿）

第七条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当

するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、一年未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 (略)

(移管又は廃棄)

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第九項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関(会計検査院を除く。以下この項、第六項、次条第三項、第十条第三項、第三十条及び第二十一条において同じ。)の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3| 前項の協議を受けた場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、公文書管理委員会に諮問することができる。

4| 保存期間が満了した行政文書ファイル等であつて、なお現に保管され、又は廃棄されていないものについては、保存期間が満了していなものとする。

5| 行政機関の長は、第一項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならぬ。

6| 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措

するものを除く。)を帳簿(以下「行政文書ファイル管理簿」という。)に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

2 (略)

(移管又は廃棄)

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関(会計検査院を除く。以下この項、第四項、次条第三項、第十条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。)の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

(新設)

(新設)

(同上)

4| (同上)

置をとらないように求めることができる。

(行政文書管理指針)

第九条の二 内閣総理大臣は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する指針（以下「行政文書管理指針」という。）を定めるものとする。

2 行政文書管理指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の定めの指針となるべきものを定めるものとする。

一 作成に関する基本的な事項

二 整理に関する基本的な事項

三 保存に関する基本的な事項

四 行政文書ファイル管理簿に関する基本的な事項

五 移管又は廃棄に関する基本的な事項

六 管理状況の報告に関する基本的な事項

七 その他政令で定める重要な事項

3 内閣総理大臣は、前項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、国のあるするその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務

が全うされるよう配慮しなければならない。

4 内閣総理大臣は、行政文書管理指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(行政文書管理規則)

第十条 行政機関の長は、行政文書管理指針に基づき、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 行政文書の管理に関する原則

2 (略)

(法人文書の管理に関する原則)

(新設)

(行政文書管理規則)

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 行政文書の管理に関する原則

2 (略)

第十一條 (略)

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するとともに、独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うするよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を行った物にまとめたもの並びに単独で管理していいる法人文書をいう。以下同じ。）の管理を行ったため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、一年未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3 (略)

(法人文書管理規則)

第十三条 独立行政法人等は、法人文書の管理が前二条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書管理指針を参考して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 (略)

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 (略)

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たつては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてから時の経過を考慮しなければならない。

第十一條 (略)

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するため、独立行政法人等の有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を行ったため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3 (略)

(法人文書管理規則)

第十三条 独立行政法人等は、法人文書の管理が前二条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第十条第二項の規定を参考して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 (略)

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 (略)

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たつては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてから時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八

条第三項又は第十一條第五項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

(新設)

3| 国立公文書館等の長は、第一項第一号又は第二号に掲げる場合であっても、利用請求に係る特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてから三十年を経過している場合には、これを利用させなければならない。ただし、時の経過を考慮してもなお利用を制限するに足りる特段の理由がある場合には、この限りでない。

4| (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十八条 (略)

(略)

3 2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等であつて第十六条第一項第一号ハ又はニに該当するものとして第八条第五項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。行政文書又は法人文書として作成又は取得されてから三十年を経過している特定歴史公文書等であつて第十六条第一項第一号又は第一号に該当するものを利用させる旨の決定をする場合についても、同様とする。

4| (略)

(利用の促進)

4

3 2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等であつて第十六条第一項第一号ハ又はニに該当するものとして第八条第三項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(略)

(利用の促進)

4

(新設)

(略)

2| 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等で保存されている第四条第二項第一号に掲げる議事についての議事録が行政文書として作成されから三十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過している場合には、これを公表しなければならない。ただ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 委員会の委員は、公文書等の管理に関する優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する。

（委員会の設置）
第二十八條（略）

(新設)

積極的に政治運動をしてはならない。

⑩ 委員の給与は、別に法律で定める。
(略)

(委員会への諮問)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第四条第三項、第五条第一項、第二項（第六項及び第八項において準用する場合を含む。）、第五項、第七項若しくは第九項、第七条、第九条の二第二項第七号、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十条第一項又は第二十三条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 行政文書管理指針を定め、又は変更しようとするとき。

三 四 (略)

4 (新設)
(略)

(委員会への諮問)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十二条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二・三 (新設)
(略)

○ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（特別防衛秘密保護上の措置）

（特別防衛秘密保護上の措置）

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）に定めるものほか、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二条 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めることにより、特別防衛秘密について、標記を附し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。